第六条　利用しやすい様式の複製物の輸入

締約国の国内法令は、受益者、受益者のために行動する者又は権限を与えられた機関が著作物の利用しやすい様式の複製物を作成することを認める範囲において、これらの者が権利者の許諾を得ることなく受益者のために利用しやすい様式の複製物を輸入することを認めるものとする。

第七条　技術的手段に関する義務

締約国は、効果的な技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める場合には、受益者が当該法的保護によりこの条約に定める制限及び例外を享受することを妨げられないことを確保するため、必要に応じて適当な措置をとる。

第八条　プライバシーの尊重

締約国は、この条約に定める制限及び例外の実施に当たり、他の者との平等を基礎として受益者のプライバシーを保護するよう努める。

第九条　国境を越える交換を促進するための協力

1　締約国は、権限を与えられた機関が相互に特定することを支援するための情報の自発的な共有を奨励することにより、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するよう努める。世界知的所有権機関国際事務局は、このため、情報の入手先を設ける。

2　締約国は、第五条の規定に基づく活動を行う自国の権限を与えられた機関が、各国の権限を与えられた機関の間で情報を共有すること並びに適当な場合には当該締約国の権限を与えられた機関の方針及び実務の方法に関する情報（利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換に関するものを含む。）を利害関係者及び公衆にとって利用可能なものとすることの双方により、第二条(c)に規定する実務の方法に関する情報を利用可能なものとすることについて、支援することを約束する。

3　世界知的所有権機関国際事務局は、利用可能な場合には、この条約の実施に関する情報を共有するよう要請される。

4　締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための各国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認める。

第十条　実施に関する一般原則

1　締約国は、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

2　この条約のいかなる規定も、締約国が自国の法律上の制度及び慣行の範囲内でこの条約を実施するための適当な方法を決定することを妨げるものではない。

3　締約国は、受益者のための制限若しくは例外、他の制限若しくは例外又はこれらの組合せにより、自国の法律上の制度及び慣行の範囲内で、この条約に基づく権利を行使し、及びこの条約に基づく義務を履行することができる。これらの制度及び慣行には、受益者のニーズを満たす公正な慣行、取引又は利用についての当該受益者の利益となる司法上、行政上又は規制上の決定であって、ベルヌ条約、他の国際条約及び次条の規定に基づく締約国の権利及び義務に適合するものを含めることができる。

第十一条　制限及び例外に関する一般的義務

締約国は、この条約の適用を確保するために必要な措置をとるに当たり、次の(a)から(d)までの規定に従い、当該締約国が、ベルヌ条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び著作権に関する世界知的所有権機関条約（これらの条約の解釈に関する合意を含む。）に基づいて有する権利を行使することができ、並びにこれらの条約に基づいて負う義務を履行する。

(a)　締約国は、ベルヌ条約第九条(2)の規定に従い、複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件として、特別な場合について当該著作物の複製を認めることができる。

(b)　締約国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第十三条の規定に従い、排他的権利の制限又は例外を、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

(c)　締約国は、著作権に関する世界知的所有権機関条約第十条(1)の規定に従い、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合には、同条約に基づいて著作者に与えられる権利の制限又は例外を定めることができる。

(d)　締約国は、著作権に関する世界知的所有権機関条約第十条(2)の規定に従い、ベルヌ条約を適用するに当たり、権利の制限又は例外を、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

第十二条　他の制限及び例外

1　締約国は、各締約国が、その経済状況並びに社会的及び文化的なニーズを考慮し、その国際的な権利及び義務に従い、並びに後発開発途上国の場合にはその特別のニーズ並びにその特有の国際的な権利及び義務並びにこれらの柔軟性を考慮して、受益者のための著作権の制限及び例外であってこの条約に定めるもの以外のものを各締約国の国内法令において実施することができることを認める。

2　この条約は、国内法令に定める障害者のための他の制限及び例外に影響を及ぼすものではない。

第十三条　総会

1(a)　締約国は、総会を設置する。

(b)　各締約国は、総会において、一人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c)　各代表団の費用は、その代表団を任命した締約国が負担する。総会は、世界知的所有権機関に対し、国際連合総会の確立された慣行に従って開発途上国とされている締約国及び市場経済への移行過程にある締約国の代表団の参加を容易にするために財政的援助を与えることを要請することができる。

2(a)　総会は、この条約の存続及び発展並びにこの条約の適用及び運用に関する問題を取り扱う。

(b)　総会は、政府間機関が締約国となることの承認に関し、第十五条の規定により与えられる任務を遂行する。

(c)　総会は、この条約の改正のための外交会議の招集を決定し、当該外交会議の準備のために世界知的所有権機関事務局長に対して必要な指示を与える。

3(a)　国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。

(b)　政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国でこの条約の締約国であるものの総数に等しい数の票により、当該構成国に代わって投票に参加することができる。当該政府間機関は、当該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも投票に参加してはならない。

4　総会は、世界知的所有権機関事務局長の招集により会合するものとし、例外的な場合を除くほか、世界知的所有権機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

5　総会は、コンセンサス方式により決定を行うよう努めるものとし、臨時会期の招集、定足数、種々の決定を行う際に必要とされる多数（この条約の規定に従うことを条件とする。）その他の事項について手続規則を定める。

第十四条　国際事務局

世界知的所有権機関国際事務局は、この条約の管理業務を行う。